

制限付き一般競争入札参加者募集要領

1 対象工事等

- (1) 対象工事名
- (2) 入札方式等
- (3) 予定価格
- (4) 総額判断基準価格
- (5) 失格基準価格
- (6) 工事施工場所
- (7) 工期
- (8) 工事概要
- (9) 支払条件
- (10) その他

【別記】1のとおり

2 落札者決定方式

本工事は、入札参加に際し技術資料等の提出を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（簡易型Ⅰ型）の適用工事である。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象工事に対応する工種について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、本市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) その他【別記】2に定める資格に該当する者であること。

※配置技術者の施工実績については、工期中に途中交代したものは実績として認めない。

4 入札の方法及び入札参加手続き等

(1) 入札の方法

対象工事の入札は電子入札システムによる電子入札（規則第5条第1項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）とする。

(2) 入札参加手続き

入札参加者は、電子入札システムにより入札金額、電子くじ番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、下記の書類を添付して提出するものとする。

- ① 一般競争入札参加申請書（工事請負契約に係る競争入札実施要綱取扱要領（平成16年3月3日財政局長決裁。以下「要領」という。）様式第2-2号）
- ② 入札金額に対応した積算内訳書
- ③ 積算内訳書に対応した工事費構成費目内訳書
- ④ 入札金額に対応した評価値申告書（総合評価に関する説明書による様式-1-I）

※ 添付できるデータは1ファイルのみであるので、上記①から④の書類を1つのファイルにして添付すること。また、添付ファイルの容量は3MBまでとなっているので作成方法に注意すること。

(3) 提出先及び提出期限

【別記】 3 に定めるとおり。

(4) 入札参加に必要な書類の交付期間及び方法

【別記】 3 に定めるとおり。

(5) 書類の作成に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(6) 入札参加後の I C カードの更新について

入札参加後に I C カードの失効や有効期限切れなどで更新を行うと、開札時において入札書の開札ができなくなることから、更新等の予定がある場合は、紙入札により参加すること。

5 紙入札を認める場合

工事請負契約に係る競争入札実施要綱（平成 6 年 6 月 6 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき紙入札参加承諾願を提出し、若林区長が承諾した場合のみ紙入札を行うことができる。

(1) 紙入札参加承諾願の提出先及び提出期限

【別記】 4 に定めるとおり。

(2) 紙入札が承諾された場合の入札書等の提出先及び提出期限

入札書及び「4（2）入札参加手続き」で規定した書類を添付し、【別記】 4 に定めるとおり提出すること。

6 設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

(1) 設計図書等の閲覧期間及び場所（方法）

【別記】 5 に定めるとおり。

(2) 設計図書等の複写

入札参加者は複写した設計図書等に基づき積算することとし、【別記】 5 に示す複写場所（方法）において自己の負担により複写すること。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等に対する質問

設計図書等に対して質問がある場合、【別記】 5 に定める期限までに質問内容を電子入札システムにより提出すること。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、【別記】 5 に定める期間に電子入札システムにより行う。

7 入札の執行

入札の執行は、次のとおりとする。

(1) 入札は、1 回に限りこれを行う。

(2) 開札の日時及び場所は【別記】 6 に定めるとおり。

8 落札者の決定

落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無及び評価値申告書の技術資料等を審査し、決定するものとする。

(1) 落札候補者は、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること。

② 入札に係る性能等が、入札公告及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること。

③ 工事請負契約に係る失格基準取扱要綱（平成 19 年 3 月 30 日市長決裁）に基づく総額判断基準価格を下回る価格での入札については、工事費構成費目のすべてが失格基準価格を下回っていないこと。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術資料等の内容について、入札公告及び総合評価に関する説明書に記載された内容を全て満たす場合に限り標準点として100点を付与する。また、下記の評価項目について、入札参加者の評価値申告書に基づく評価点を加算点として付与する。

なお、評価項目及び加算点の詳細は総合評価に関する説明書を参照のこと。

- ア 企業の施工能力
- イ 配置予定技術者の能力
- ウ 地域貢献・働き方改革・担い手確保

技術資料等に関して、必要に応じて入札者からヒアリングを行う場合がある。

- ② 評価値は、上記①により得られた標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除して得られた数値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 + 加算点)}}{\text{入札金額}}$$

- (3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を定めるものとする。当該入札者のうち、くじ番号を選択しない者がいるときは要綱第20条第2項の規定によるものとする。

(4) 落札候補者の入札参加資格及び技術資料等の審査手続き

落札候補者は、電子入札システム及び持参または配達証明付き書留郵便により、商号、連絡先等必要な事項を入力し、下記の書類を提出するものとする。

- ① 類似工事の施工実績調書（要領様式第3号）

（記載内容が確認できる書類）

- ア 施工実績調書に記載された工事の契約書の写しまたはCORINS登録情報等の写し
- イ 施工実績を確認できる書類（CORINS登録情報、図面、仕様書、施工証明書等）の写し

- ② 配置予定の技術者に関する調書（要領様式第4号）

（記載内容が確認できる書類）

- ア 技術者が有する資格者証の写し
 - イ 技術者が監理技術者となる場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
 - ウ 技術者の【別記】2に定める雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、雇用保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書等のいずれか）の写し
 - エ 兼務等の状況を確認できる書類（経営事項審査時に許可行政庁に提出した技術職員名簿、他工事に従事している場合は、従事中の工事一覧又はCORINS登録情報等）の写し
- ※ 配置予定技術者に経験の浅い技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する場合は、当該代理人についても同様に作成し提出すること。

- ③ 評価値申告書の技術資料等（総合評価に関する説明書による様式-2～6）

- ④ その他必要と認めるもの

※ 上記の（記載内容が確認できる書類）で電子入札システムで提出することができないものについては、【別記】7に定める期日までに持参または配達証明付き書留郵便により提出しなければならない。

- (5) 資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等（以下「資格審査書類等」という。）の提出先及び提出期限は【別記】7に定めるとおり。

- (6) 落札候補者が資格審査書類等を提出期限内に提出しないとき、または資格審査書類等の審査のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- (7) 資格審査書類等の審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは無効とし、次順位の評価値の者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。
- (8) 入札参加資格を有しないとされた者に対しては、その理由を付して競争参加資格確認通知書（参加資格なし）を電子入札システムにより発行する。
- (9) 入札参加資格を有しないとされた者は、【別記】8に定める期限までに資格を有しないとされた理由の説明を電子入札システムにより求めることができる。
- (10) 上記（9）による請求がなされたときは、電子入札システムにより速やかに回答する。
- (11) 到達した資格審査書類等は、本市において修正等を求めた場合以外は、差し替えることができない。
- (12) 総合評価の審査結果及び落札決定については、落札決定後に電子入札システムによりすべての入札参加者に通知する。

9 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結を行わない。

- (1) 「3 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当したとき。

10 技術者の配置

本工事を受注した場合の技術者の配置については、「配置予定の技術者に関する調書」に記載されている者を配置しなければならない。

11 契約規則等

仙台市契約規則及び仙台市工事請負契約約款は、仙台市財政局契約課（仙台市役所本庁舎）において閲覧することができる。

12 入札金額

入札金額は、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額とする。

13 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (4) 所定の日時まで到達しなかった入札
- (5) 電子入札システム以外の方法による入札（紙入札参加承諾願により承諾された紙入札を除く。）
- (6) 「4（2）入札参加手続き」に規定されている書類が添付されていない入札
- (7) 本市の指定する場所（方法）において設計図書等を複写していない者のした入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 入札者の記名のない入札（紙入札の場合）
- (10) 入札金額を訂正している入札（紙入札の場合）
- (11) 配達証明付き書留郵便以外の方法による入札（紙入札の場合）
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札（紙入札の場合）
- (13) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

14 契約金額

契約金額は、入札金額に当該金額の消費税等相当額（【別記】1 その他に定めるとおり）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

15 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

16 契約保証金

規則第19条の規定による。

17 記載内容についての問い合わせ先

(1) 入札に関する事項

仙台市若林区保春院前丁3-1

仙台市若林区総務課工事契約担当係

電話 022-282-1111（内線6116）

(2) 総合評価に関する事項

仙台市青葉区二日町12番34号

仙台市都市整備局技術管理室

電話 022-214-8280